## 土壌汚染対策法に基づく届出の窓口業務の対応について(お知らせ)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、土壌汚染対策法に基づく届出・申請について当面の間、下記のとおり対応することとします。

なお、静岡市、浜松市、沼津市、富士市につきましては、各市町の窓口担当にお問い合わせください。

- ・申請や届出の提出書類については、郵送、メール等により事前に内容を確認します ので各健康福祉センターまたは県庁生活環境課までお問い合わせください
- ・手数料の納入を伴う申請等は、窓口に直接お越しください。なお、窓口へお越しの際には、マスクの着用をお願いします。
- ・手数料の納入を伴わない届出・申請等は、郵送による提出も可とします。
- ・郵送の場合は、受付控を返送するための、切手を貼った返信用封筒を同封いただき ますようお願いします。
- ・十分な余裕をもってご提出ください
- ・届出・申請の内容について問い合わせていただくこともありますので、内容について確認の取れる連絡先をお知らせください。
- ・必要に応じて、窓口へ来ていただくこともありますのでご了承ください。

ご不明な点がございましたら、電話・メール等で以下までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先	電話番号 電子メール
くらし・環境部環境局生活環境課	054-221-2253
	seikan@pref.shizuoka.lg.jp
賀茂健康福祉センター環境課	0558-24-2053
	kfkamo-kankyou@pref.pref.lg.jp
東部健康福祉センター生活環境課	055-920-2136
	kftoubu-yakukan@pref.shizuoka.lg.jp
中部健康福祉センター環境課	054-644-9268
	kfchuubu-kan@pref.shizuoka.lg.jp
西部健康福祉センター環境課	0538-37-2250
	kfseibu-kankyou@pref.shizuoka.lg.jp